

令和4年12月7日

青森市政記者会 様

青森市市民部生活安心課長

「冬の交通安全県民運動」の実施について

このことについて、交通事故防止の徹底を図るため、「冬の交通安全県民運動」が下記のとおり実施されます。つきましては、本運動を効果的に推進するため、別添資料のとおり行事を予定していますので、取材・報道をお願いします。

記

- 1 運動の期間 令和4年12月11日（日）～20日（火）の10日間
- 2 運動の重点 (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
(2) 高齢運転者等の交通事故防止
(3) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
(4) 冬道の安全運転の推進
- 3 行事日程 別添資料「行事・活動日程」をご覧ください
(※期間前後の行事も含みます。)
- 4 その他 各行事・活動は、天候等により変更・中止になる場合があります。
詳細につきましては、行事・活動日程に記載の各問合せ先までお願いします。

【担当】

青森市市民部生活安心課
主幹 木立、主査 石田
電話：017-734-5258

青森市交通安全対策協議会

令和4年冬の交通安全県民運動行事・活動日程（期間前後含む）

運動期間

令和4年12月11日（日）～12月20日（火）

運動の重点

- 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 高齢運転者等の交通事故防止
- 3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 4 冬道の安全運転の推進

※天候等の諸事情により行事・活動日程が変更になることがあります。

行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ
1 「飲酒運転根絶」飲食店巡回広報活動及び出動式	12月9日（金） 18:00 新町・安方周辺	安方及び新町周辺の飲食店に、ミニのぼり旗・チラシ等を配布して飲酒運転根絶への協力を呼びかける。	青森交通安全協会、青森交通指導隊	青森交通安全協会 Tel.017-777-2815
2 県下一斉特別警戒取締り並びに出動式	12月14日（水） 18:00 青森警察署他	青森警察署4階講堂において出動式を実施後、交通検問実施場所へ移動し、督励官の激励を受ける。	青森警察署、青森交通指導隊	
3 安全協会青年部広報活動	12月16日（金） 18:30 イトーヨーカドー青森店	チラシ・反射材等を配布して交通安全及び反射材着用を呼びかける。	青森交通安全協会青年部	
4 キラリぴっかり作戦	12月20日（火） 15:00 さくら野百貨店青森店前	チラシ・反射材等を配布するほか、反射視認ライトを活用して反射材着用と交通安全を呼びかけるとともに、通行車両にのぼり旗等で早め点灯の励行を呼びかける。	青森交通安全協会、青森交通指導隊、青森警察署、青森市	
5 巡回広報活動	運動期間中 市内全域	指導隊広報車で安全運転等を呼びかける。	青森交通指導隊	
6 街頭監視活動	運動期間中 市内全域	子供と高齢者を中心とした歩行者の通行保護活動を実施する。		
7 チラシ作戦	運動期間中 市内全域	運動の周知徹底を図ることを目的に、チラシを町内回覧または毎戸配布する。	青森交通安全協会各支部	
8 のぼり旗の掲示	運動期間中 市内全域	「安全運動実施中」・「シートベルト着用」等ののぼり旗を掲示し、運動の周知徹底を図る。		
9 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施	12月10日（土） ～1月10日（火）	各運送事業者に安全管理・安全対策等の実施状況、関係法令等の遵守状況、施設等の点検整備状況、テロ対策及び感染対策の実施状況の自主点検を行うよう指導するほか、職員が運送事業者に立ち入り自主点検の実施状況等を点検する。	東北運輸局 青森運輸支局	東北運輸局 青森運輸支局 Tel.017-739-1501
10 冬の交通安全運動の周知活動	運動期間中 会員事業所内	「飲酒運転」、「危険運転」の根絶のため、適正診断受診者へ運動の周知徹底を図る。冬道の安全運転等を推進し、交通事故防止行動の重要性を周知する。	自動車事故対策機構	自動車事故対策機構 Tel.017-739-0551
11 ホームページ等による周知	期間中含む通年	道路交通に影響を及ぼす気象や地震、津波、火山の現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、警報や予報を適時適切に発表して交通事故の抑止に努める。	青森地方気象台	青森地方気象台 Tel.017-741-7413
12 職場における交通安全指導	運動期間中 青森地方気象台内	業務打合せの都度、交通法規の順守を確認し、特に歩行者優先と危険回避可能な運転の率先実施を指導する。		青森地方気象台 Tel.017-741-7412
13 重点項目の徹底	運動期間中 駐屯地内	各部隊計画で、重点項目の徹底を実施する。		陸上自衛隊 青森駐屯地業務隊 Tel.017-781-0161 (内線6735)
14 車長、助手及び操縦手との連携強化	運動期間中 駐屯地内	特に、車長席（助手）側の安全確認の徹底と後退時における確実な誘導を実施する。	駐屯地所在部隊	
15 車両運行時における基本動作の確行	運動期間中 駐屯地内	運行前、中、後（休止間）に確実な点検を実施する。		

行事項目		日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
16	冬季におけるスリッ プ事故に対する対策 強化	運動期間中 駐屯地内	冬季の特性を踏まえたスリッ プ事故に対する 教育を部隊毎に実施する。	駐屯地所在部隊	陸上自衛隊 青森駐屯地業務隊 Tel017-781-0161 (内線6735)
17	運行前及び運行後の 対面点呼の実施	運動期間中 駐屯地内	安全運転管理者等の確実な対面点呼を実施 する。		
18	反射材等の装着	運動期間中 駐屯地内外	通勤時等における反射材等の装着を徹底す る。		
19	広報啓発活動	運動期間前 ～運動期間中 (各種広報媒体)	新聞広告(東奥日報、陸奥新報)、ラジオ (RAB 県広報タイム)、看板設置、県HP 掲載、県庁舎内放送等により、交通安全運 動を広く周知する。	青森県	青森県環境生活部 県民生活文化課 交通・地域安全グループ Tel017-734-9232
20	青森地区安全運転管 理事業主会・青森地 区安全運転管理者協 会合同役員会	12月5日(月) 17:00～ ホテル青森	青森地区安全運転管理事業主会・青森地区 安全運転管理者協会合同の役員会を開催 し、運動の趣旨について周知を図るととも に、交通事故防止活動の推進を促す。	青森地区安全運転 管理事業主会、青 森地区安全運転管 理者協会	青森地区安全運転 管理者協会 Tel017-774-5050
21	会長書簡の送付	運動期間前	協会加入事業所に対して会長書簡を送付 し、運動の趣旨について周知を図るととも に、交通事故防止活動の推進を促す。		
22	看板・のぼり旗の掲 示	期間中を含む通年 会員事業所内	看板・のぼり旗を掲示することで交通安全 を呼びかける。	青森県自動車販売 店交通安全対策推 進協議会	青森県自動車会議所 Tel017-776-4211
23	交通労働災害防止の 推進	運動期間中 会員全事業所	冬期間における交通事故抑止に向けた取組 み強化及び労働災害防止の推進を図る。 ○指導機関…青森警察署、青森労働局・監 督署		
24	正しい運転・明るい 輸送運動の実施	11月16日(水) ～1月10日(火) 会員全事業所	年末年始に向けた事故防止対策を目的と し、会員事業者はポスターの掲示及び設置 に取組む。	青森県トラック協会 青森支部	青森県トラック協会 青森支部 Tel017-729-3000
25	年末年始の安全 総点検運動の実施	12月10日(土) ～1月10日(火) 会員全事業所	国土交通省からの通達により、冬期間にお ける事故防止対策を安全点検表により全事 業者が実施し、安全確保を図る。 また、各事業所へポスター掲示の設置依頼 をする。		
26	広報啓発活動	運動期間中 マツダドライビング スクール青森	・校舎の出入り口や駐車場周辺に「のぼり 旗」を掲示し安全運動期間中であることを 広く呼びかける。 ・「スローガン」や「重点目標」、「ポス ター」を教室に掲示し、教習生及び各家庭 での交通安全意識の高揚を図る。 ・「交通安全運動実施中」のステッカーを 教習車両及び送迎車両に貼付し、一般のド ライバーへの周知徹底を図る。	マツダドライビング スクール青森	マツダドライビング スクール青森 Tel017-782-7272
27	安全講話	運動期間中 マツダドライビング スクール青森	卒業検定合格者の卒業式において、安全運 動期間中であることを強調し、無事故・無 違反を呼びかける。		
28	レター活動	運動期間中	当校の卒業生に対して、運転適性検査の結 果による運転方法のアドバイス及び初心運 転者による交通事故の原因についての関連 情報や「交通安全ニュース」を送付する。		
29	のぼり旗及びポス ターの掲示	運動期間中 青森東部自動車学校	校舎内に運動期間中ポスターの掲示や、学 校出入り口付近にのぼり旗を掲げ、運動啓 発を促すとともに、来客者及び教習生に交 通事故防止の呼びかけをする。	青森東部自動車学校	青森東部自動車学校 Tel017-736-2061

行事項目		日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
30	送迎車両に運動期間中の表示	運動期間中 青森東部自動車学校	送迎車両の後部に運動期間中であることを表示し、走行車両の運転者に対して運動啓発を促すとともに、交通事故防止の呼びかけをする。	青森東部自動車学校	青森東部自動車学校 Tel.017-736-2061
31	運動期間中の広報活動	運動期間中 青森東部自動車学校	在籍教習生及び卒業検定合格者、高齢者講習受講者に対し、運動期間中の強調、さらには各家庭での事故防止をお願いする。		
32	のぼり旗の掲示	運動期間中 青森モータースクール	施設周辺にのぼり旗を掲示し、地域住民及び来校者・教習生に安全運動期間中であることを呼びかける。		
33	職場における安全指導	運動期間中 青森モータースクール	安全運動の初日に管理者から冬の安全運動の趣旨を説明してもらい、安全運動の周知徹底と安全運転の高揚を図る。	青森モータースクール	青森モータースクール Tel.017-738-2246
34	卒業生に対する啓発活動及び事故防止の呼びかけ	運動期間中 青森モータースクール	卒業生に対して交通安全運動期間の告知と事故防止の呼びかけを行う。		
35	のぼり旗の掲示	運動期間中 青森中央自動車学校	校舎入口及び駐車場周辺にのぼり旗を掲示し、地域住民及び通学する在校生に、交通安全運動期間中であることを呼びかける。		
36	広報活動の推進	運動期間中 青森中央自動車学校	・校舎内外にポスターを掲示し、運動期間中における、事故防止の呼びかけを行う。 ・送迎バスに「交通安全運動実施中」のステッカーを貼付する。	青森中央自動車学校	青森中央自動車学校 Tel.017-736-3371
37	在校生・来校者への啓発活動	運動期間中 青森中央自動車学校	・本校に通学する教習生及び講習受講者に対し、事故防止を呼びかけるとともに、安全意識向上の啓発活動を行う。 ・高齢者の来校者に、事故防止のため「反射材を無料配布」し、反射材に関する啓発活動を行う。		
38	講習受講者への啓発活動	運動期間中 青森中央自動車学校	高齢者講習受講者等に、「高齢者マーク」を表示することにより、事故防止に活用する等の啓発を行う。		
39	冬道安全運転広報	11月上旬 ～2月下旬	道路情報板、ラジオ・テレビCM、チラシ配布、ポスター掲出、ツイッター及び冬タイヤ装着率調査により、「冬タイヤ装着」「冬道安全運転」の呼びかけを行う。	道路管理者	青森河川国道事務所 道路管理第一課 Tel.017-734-4573 青森地区 国道維持管理室 Tel.017-734-4530
40	のぼり旗の設置	運動期間中 東部営業所 西部営業所	交通部庁舎周辺にのぼり旗を設置して交通安全を呼びかける。		
41	看板の設置	運動期間中 東部営業所 西部営業所	営業所出入口に看板を設置し、交通安全を呼びかける。	青森市	青森市企業局交通部 総務管理チーム Tel.017-726-5441
42	重点目標の掲示	運動期間中 東部営業所 西部営業所	運動の重点目標を掲示し、安全意識の高揚を図る。		
43	書簡による交通安全運動の周知	運動期間前	保育園、幼稚園、認定こども園、小中高等学校、大学等に対して書簡を送付し、交通安全運動の周知を図るとともに交通安全意識の高揚を図る。		
44	冬期間の自転車利用についての書簡送付	運動期間前	冬期間の自転車利用自粛や、駅周辺等へ放置しないよう高等学校へ書簡を送付し、生徒に対する周知を依頼する。	青森市	青森市市民部 生活安心課交通安全推進T Tel.017-734-5258
45	大規模小売店舗等での広報活動の推進	運動期間前	大規模小売店舗等へ店内放送を利用した交通安全の呼びかけを依頼する。		

行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
46 広報あおもりででの周知	12月1日号	冬の交通安全県民運動について掲載し、運動の周知を図るとともに交通安全意識の高揚を図る。		
47 交通安全啓発活動	運動期間中 市役所駅前庁舎	市役所駅前庁舎玄関にのぼり旗を設置し、交通安全を呼びかけるほか、庁内放送により来庁した市民及び職員に交通安全の啓発を図る。	青森市	青森市市民部 生活安心課交通安全推進T Tel.017-734-5258
48 街頭活動及び交通取締りの強化	運動期間中 青森警察署管内	街頭活動及び交通取締りを強化する。	青森警察署	青森警察署 Tel.017-723-0110

夏の違いを考えて

安全な冬道走行をしましょう

★ もしものために準備しよう！

- ・軍手
- ・スコップ
- ・懐中電灯
- ・けん引ロープ
- ・プースターケーブル
- ・スノーヘルパー 等を常備しましょう



★ 滑りやすい場所を知ろう！

- ・交差点
- ・橋の上
- ・トンネルの出入口
- ・日陰
- ・凹部
- ・下り坂



★ ゆとりが大切

- 1 割のスピードダウン
- 2 倍の車間距離
- 3 分早めの出発※

※ 移動距離にあわせて 早めの出発を！

「こころ」と「時間」と「車間距離」にゆとりをもちましょう。

とまるときは、
停止場所の10m
(車2台分) 手前
を目標に停止する
気持ちで！

★ 車は万能ではありません

車の性能を過信しないことも大切です。
それぞれの車の特性を理解しましょう。

- ・4WD
- ・ABS (アンチロックブレーキシステム)
- ・横滑り防止装置

★ 「急」は危険

- ・急ブレーキ
…タイヤがロック！コントロール不能
- ・急ハンドル
…車の姿勢の乱れ、曲がりきれない
- ・急加速
…車の姿勢の乱れ、スピン

◆急ブレーキを使わない運転を心がけ、タイヤを最後まで転がして止める「ソフトブレーキ」操作を実践しましょう。

◆カーブ手前はゆっくり慎重に！

◆発進時は、ゆっくり丁寧に。

・AT車→エンジン1000回転以下

・MT車→エンジン1000~1200回転以下

青森市交通安全対策協議会

令和4年冬の交通安全県民運動実施要綱

目的

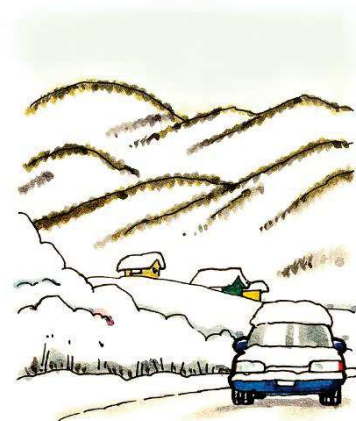
本運動は、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

12月11日(日)から12月20日(火)まで(10日間)

運動重点

- 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 高齢運転者等の交通事故防止
- 3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 4 冬道の安全運転の推進



運動の進め方

運動を効果的に推進するため、各関係機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

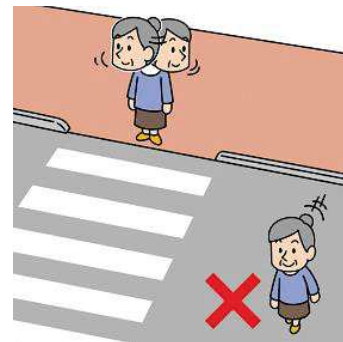
市と本協議会の関係機関・団体は十分に協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。

なお、本運動の実施に当たっては、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う住民の交通行動の変化等を注視しつつ、住民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。

重点1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従う等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す呼び掛けの推進



(2) 歩行中の子供と高齢者の安全の確保

ア 歩行中児童の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)等を踏まえた児童に対する交通安全教育等の推進

イ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

ウ 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴(横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

オ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進



道路を歩くとき・横断するときの注意点

①少し遠回りでも横断歩道を渡りましょう。

②通りなれた道でも横断前に必ず安全を確かめましょう。

③青信号であっても右・左折車の動きに目配りしましょう。

④車の陰からは横断しないようにしましょう。

⑤近づいてくる車があるときは通りすぎるまで待ちましょう。

⑥夕方、夜間に外出するときは、反射材の着用と白色系の服装を心がけましょう。



重点2 高齢運転者等の交通事故防止

- (1) 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等の交通安全教育及び広報啓発の推進
- (2) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
- (3) 身体機能の変化等により安全な運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- (4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底



運転に不安を感じたら…まずは相談！
安全運転相談ダイヤル

8080
(シャープ ハレバレ)

ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進

イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付け方法やハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進

ウ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対する、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進



夕暮れ時の早め点灯を心がけましょう！

月	点灯時間
12月	15:00
1月	15:30
2月	16:00
3月	16:30



重点3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

(1) 飲酒運転等の根絶

- ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成
- イ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底



(2) 妨害運転の防止

- ア 妨害運転等の悪質性・危険な運転についての広報啓発の推進
- イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進



重点4 冬道の安全運転の推進

- (1) 各種広報媒体等を通じた、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報の進進
- (2) 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会を実施して冬道における交通事故防止の徹底
- (3) 道路管理者における、除雪や安全施設の整備点検及び冬道の道路交通の安全確保の促進



◆自動車運転者へは……

冬道用タイヤの早期装着を、大型車へはタイヤチェーンの確実な装着を呼びかける。



◆自転車利用者へは……

積雪や地面が凍結している場所・風雨等による悪天候時の運転自粛を呼びかける。

